平成28年2月

地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出のあった交付税の算定方法に関する意見の処理方針(案)

市町村分

[普通交付税]

[都道府県分・ 市町村分]

[総括・需要・収入]

総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(法)		一般財源総額確保と地 域経済・雇用対策費の 継続・拡充	・法定率の引上げ等により、地方一般財源総額を確保されたい。 ・歳出特別枠や別枠加算の廃止・縮減等を行わないでいただきたい。 ・地域経済・雇用対策費の現行の算定方法の継続・充実を図られたい。	一部採用する。 平成28年度は、「経済・財政再生計画」の初年度でもあり、経済再生と財政健全化の両立に向けて取り組み、地方団体が安定的な財政運営を行えるよう、地方の一般財源総額について、前年度を0.1兆円上回る61.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税について、前年度とほぼ同程度となる16.7兆円を確保した。 また、歳出特別枠については、地方の重点課題に対応するための経費や公共施設の老朽化対策について重点的に歳出を確保した上で、平時モードへの切替えを進める観点から、重点的に確保した歳出と同額を歳出特別枠から減額したものであり、実質的に前年度水準を確保した。併せて、別枠加算については、平成28年度地方財政対策において、地方税収がリーマンショック以前の水準にまで回復したことや、交付税総額についても、前年度と同程度の額を確保できたこともあり、廃止することとした。 さらに、法定率の見直しについては、平成27年度において見直しを行ったところであるが、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。
2	(法)		交付税原資の税目及び	方全体の貴重な自主財源であり、これを国税化することは、将来にわたり地方全体の財政自主権を弱めるものである。交付税原資の税目及び税	法人住民税の国税化については、消費税率の引上げに伴う地方消費税の充実にあわせ、地域間の財政力格差が拡大することがないよう、偏在性の大きい法人住民税法人税割の一部について国税化し、その税収全額を地方交付税の原資に充てるとともに、不交付団体の減収分を活用して地方財政計画に歳出を計上するもの。

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

番号	· 改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
3	(法)		び法定学の引工リ	・歳出特別枠や別枠加算を維持する ・歳出特別枠や別枠加算を維持する ・大都市特有の財政需要を反映を ・地方の財源不足の解消はと。 ・地方により対応を踏まえた年の地方により対応を踏まった。 ・の地方公務員の給与改定にお適切に反の地元の付税の再算定におの付税の再算定におった。	一部採用する。 平成28年度は、「経済・財政再生計画」の初年度でもあり、経済再生と財政健全化の両立に向けて取り組み、地方団体が安定的な財政運営を行えるよう、地方の一般財源総額について、前年度を0.1兆円上回る61.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税について、前年度とほぼ同程度となる16.7兆円を確保した。また、歳出特別枠については、地方の重点課題に対応するための経費や公共施設の老朽化対策については、地方の重点課題に対応するための経費や公共施設の老朽ので、地方の重点的に確保した上で、平時モードふの刻替えを進めるり、実質的に前年度水準を確保した。別枠加算については、平成28年度地方財政対策において、地方税収がリーマンショック以前の水準にまのであり、廃止することとした。中成27年度において見直しを行ったとさらに、法定率の見直しについては、平成27年度において見直しを行ったところである見直ともあり、廃止することとした。また、基準財政需要額の安定的確保に努めてまいりたい。また、基準財政需要額の安定的確保に努めてまいりたい。また、基準財政需要額の安定的では、全日間流入人口などを指標とした割り増しや政令市・中核市の行政権能の違いを反映するなど、大都市特有の財政需要についても適切に算定している。年度途中における人事院勧告等を踏まえた地方公務員の給与改定については、その影響額と地方財政計画に計上した追加財政需要額等を考慮し対応を検討することとする。

[普通交付税]

[都道府県分・ 市町村分]

[総括・需要・収入]

総括的事項]

番号	·改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
4	(法)	大阪市 (大阪府)	法定率引上げ及び基準 財政需要額における標 準行政経費の精査につ いて	・持続可能な地方交付税制度の確立 に向けて、法定率の引上げを行うできた。 きである。 ・地方の自主性を高めるために、 サービス供給での裁している。 程度政経費がいる保育で対象を以上ではなられて対象を限定すがまたの対象をは算定するがでいる。 は、全額を国費で指置がされる。 の間は、精算を設ける等活置でである。 で一スで全額を需要額で措置ができるでである。	法定率の見直しについては、平成27年度において見直しを行ったところであるが、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。また、地方交付税は、地方交付税法に定める目的のとおり、全国の各地方団体が、法令で義務付けられた事務をはじめ、標準的な行政サービスを住民に提供するために必要な財源を保障するという極めて重要な役割を担うものであり、法定受託事務かどうかに関わらず、地方財政法第11条の2等の規定に基づき、地方負担については適切に基準財政需要額等に算入しているところ。
5	(法)		地方交付税の総額確 保・機能充実等	・別枠加算の継続と法定率の見直しにより、地方交付税総額及び一般財源総額を確保すること。・まち・ひと・しごと創生事業費のさらなる充実を図られたい。・「骨太方針2015」における地方交付税の改革については、地方交付税の財源保障機能を損なうことのないよう適切に対処されたい。	一部採用する。 平成28年度は、「経済・財政再生計画」の初年度でもあり、経済再生と財政健全化の両立に向けて取り組み、地方団体が安定的な財政運営を行えるよう、地方の一般財源総額について、前年度を0.1兆円上回る61.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税について、前年度とほぼ同程度となる16.7兆円を確保した。 また、別枠加算については、平成28年度地方財政対策において、地方税収がリーマンショック以前の水準にまで回復したことや、交付税総額についても、前年度と同程度の額を確保できたこともあり、廃止することとした。 さらに、法定率の見直しについては、平成27年度において見直しを行ったところであるが、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。まち・ひと・しごと創生事業費については、地方団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組むことができるよう、平成28年度においても、引き続き1兆円を確保した。 基本方針2015にある地方交付税の改革については、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心・安全を確保することも前提として取り組むこととしている。

[普通交付税]

[都道府県分・ 市町村分]

[総括・需要・収入]

1	番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
	6	(法)	高知県	地方交付税の総額確保 と臨時財政対策債の更 なる縮減	地方交付税総額を確保しつつ、臨時 財政対策債の新規発行分を抑制する ため、法定率の更なる引き上げ等の 措置を講じられたい。	一部採用する。 平成28年度は、「経済・財政再生計画」の初年度でもあり、経済再生と財政健全化の両立に向けて取り組み、地方団体が安定的な財政運営を行えるよう、地方の一般財源総額について、前年度を0.1兆円上回る61.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で、地方交付税について、前年度とほぼ同程度となる16.7兆円を確保した。 さらに、法定率の見直しについては、平成27年度において見直しを行ったところであるが、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。
	7	(法)			基準税率に引き上げによる地方交付 税の財政調整、財源保障機能の強化	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 留保財源率の引下げについては、財政力格差是正の観点から引き下げるべき との意見、税収確保インセンティブ強化の観点から引き上げるべきとの意見な ど様々な意見があり、幅広い観点から慎重な検討が必要と認識。

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
8	(法)	高知県	すための、基準財政需	のないよう、地方の意見も取り入れ ながら慎重な制度設計をされたい。	改革に取り組んでいる16業務について導入することとしている。
9	(法)	沖縄県	トップランナー方式を 反映した地方交付税算 定の見直しにおける自然的、地理的制約のある過疎団体や離島団体 への適切な算定について	等が活用できない過疎及び離島団体	採用する。 トップランナー方式の導入に当たっては、多くの団体で民間委託等の業務 改革に取り組んでいる16業務について導入することとしている。 また、導入に当たっては、地方公共団体の人口規模の違い等の地域の実情を踏まえるとともに、地方公共団体への影響等を考慮し、複数年かけて段階的に反映することとしている。

[普通交付税] [都道府県分 · **市町村分**]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

番号	- 改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
10	(法)	化/母担 古知旧	歳出特別枠の維持及び 地域経済・雇用対策費 の算定方法の継続	地域経済基盤強化・雇用等対策費 の規模を維持するとともに、地域経 済・雇用対策費の算定方法を継続す ること。	

[普通交付税]

[都道府県分 • 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

番号	· 改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
11	(法)	油 網目	き下げの際の普通交付 税への適切な移行につ	交付税へ移行されるが、その際には	一部採用する。 近年、東日本大震災のみならず、集中豪雨・豪雪などの自然災害が多発・ 多様化し、災害対応経費が増加していることに加え、地域医療や地域交通等 の地域住民を守るために不可欠な経費等が増加している状況、地方財政審議 会の意見及び地方団体からの要望を踏まえ、特別交付税の割合は6%とする ことが適当と判断したところ。 引き続き、小規模離島団体への特別交付税措置を継続してまいりたい。

[普通交付税]

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

「 道路橋りょう費]

番	号 改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	2 (法)	愛媛県 (東温市)	退路橋りょう貨(退路	道路法施行規則の一部改正により 義務化された橋りょう・トンネル等 の点検実施に係る財政負担を加味し た、普通交付税措置の拡充を求める ものであり、H26年度における算定 額と決算額にも乖離が見られること から、単位費用の見直しによる是正 が必要である。	坦鉛法心行税則の一部以正により、倘りより・トンネル寺の9年に1回の黒快 おせましきももこしから、漢四様リーミ典(漢四の五種)の無進回は、飢財

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

[小学校費·中学校費]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
13	(法)		特別支援教育支援員に 係る経費の算入額の拡 充及び算入方法の変更	小学校費、中学校費における基準 財政需要額の算定において、特別支 援教育支援員に係る経費の基準財政 需要額への算入額を拡充するととも に、学校の統廃合に配慮した算定方 法を導入する。	特別又抜教育の推進に安する経貨については、障害のある児里・生使数か 増加傾向になることや 特別支援教育支援員の配置実績を跳ます 単位悪田
14	(法)		義務教育施設(小学 校・中学校)及び幼稚 園の空調設備に係る維 持管理費の交付税措置 について	小学校・中学校及び幼稚園の空調 (冷房)設備設置教室に係る維持管 理費の交付税措置を講じていただき たい。	 学技体シにセける空間体シについては、タ邦道広側にセけるシ男代识め維

[普通交付税

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

[その他の教育費]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
15	(法)		市町村立幼稚園に係る経費の測定単位の見直し	測定単位「幼稚園及び幼保連携型 認定子ども園の小学校就学前子ども の数」の算出の基礎について、現行 では学校基本調査によることとされ ているが、子どもの居住する市町村 単位で測定するよう変更されたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 測定単位「幼稚園及び幼保連携型認定子ども園の小学校就学前子どもの 数」の算出の基礎については、現在、幼児数を居住地の市町村単位で捕捉する統計等がないことから、従来どおり、学校基本調査によることとしているところである。 制度所管府省における広域利用の状況の把握方法の検討状況等をふまえつつ、財政需要の適切な反映方法について引き続き検討をしていく。

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

[**厚生労働費**]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
20	(法)	野田巾 (千笹旦)	る経費の基準財政額へ	いて、基準財政服务を組入過切に算入し、基準財政収入額における引上げ分の地方消費税交付金の額との乖離を是正する。	加え、平成28年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分及び消費税の

[普通交付税]

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入

[生活保護費・社会福祉費]

番号	- 改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
16	(法)	与依示 广包间	福祉事務所を設置する町村に対する普通交付税での措置について		

[普通交付税]

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

[社会福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
17	(法)	奈良県	方財政措置		
18	(法)	愛媛県	条件不利地域の保育所	数も算出基礎数値に加える。 また、単位費用の算定にあたり送 迎バス等に係る経費を加算する。	条件不利地域の保育所は一施設当たりの利用定員が少ないと考えられるが、保育所に係る施設型給付に要する経費については、すでに、利用定員が少ない施設ほど子ども一人当たりに要する経費が割高になることを踏まえ、

 [都道府県分・ 市町村分]

 [総括・ 需要・ 収入]

[保健衛生費]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
19	(法)	(石川県)	4 価のインフルエンザワクチン導入に伴う単位費用の引き上げについて	予防接種費用の増額に伴う単位費 用の引き上げ	採用する。 4価インフルエンザワクチンの導入に伴う単価の増については単位費用の 積算に反映することとする。

[普通交付税]

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

[地域振興費]

Ī	番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針 (案)
	21	(法)	(油縄) (油縄)	サンゴ礁海域面積を普 通交付税の補正係数へ 算入することについて	(面傾) 寺に (密度補止を新設する などでサンゴ礁海域面積に応じて算	補正係数の新設については、サンゴ礁の保全に係る経費は団体間に偏在性 があるため、地方団体の標準的な財政需要を算定する普通交付税の趣旨にな

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[総括 · 需要 · 収入]

臨時財政対策債

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
22	(法)	野田市 佐倉市 (千葉県)	臨時財政対策債の廃止 及び過年度発行分の臨 時財政対策債元利償還 金の全額補償	交付税率の引上げにより臨時財政 対策債への振替を廃止する。	一部採用する。 平成28年度においては、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税を含む一般財源総額について、平成27年度を上回る61.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で地方交付税について前年度とほぼ同程度を確保しつつ、臨時財政対策債の発行を大幅に抑制した。 (平成28年度3.8兆円、対前年度△0.7兆円)また、法定率の見直しについては、平成27年度において見直しを行ったところであるが、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。なお、臨時財政対策債は、国と地方が折半して補填することとされている地方一般財源の不足のうち、地方負担分に対処するために発行されるものであり、その元利償還金の全額を後年度の基準財政需要額に算入することとしているもの。
23	(法)	国立市 (東京都)	臨時財政対策債の廃止 及び交付税率の引上げ	地方財政の財源不足額と地方交付 税の法定額との乖離の幅が大き。 かつ、その状態が続いている。 廃村 財 政対策債への振替制度を廃本的 し、地方が自立できるだけの4 ものな税源移譲、若しくは国税を可 が本引き上げを行うべあるが が本引き上げをの抜って 地方交付税制度の抜て も も も も も も い し、 地方での間において されるまでの間において は い 実額が保障される も に は い 実額が保障さすべき の も に し 、 も に に の に の に の に の に の に れ る に の に の に の に の に の に の に の に の に の に	平成28年度においては、地方団体の女定的な財政連営に必要な地方交行税を含む一般財源総額について、平成27年度を上回る61.7兆円を確保し、地方税が増収となる中で地方交付税について前年度とほぼ同程度を確保しつつ、臨時財政対策債の発行を大幅に抑制した。 (平成28年度3.8兆円、対前年度△0.7兆円) また、法定率の見直しについては、平成27年度において見直しを行ったところであるが、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

普通交付税

[都道府県分 ・ 市町村分

[総括 · 需要 · 収入

総括的事項

番-	号 改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
24	(法)				

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 ・ 市町村分

[総括 · 需要 · 収入

所得割

1

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
25	(法)	横須賀市	市町村民税所得割における精算制度及び減収補填制度の導入	及び減収補填債制度を導入	採用しないが、引き続き検討する。 精算制度は、法人関係税等、景気の変動等により大きな影響を受ける恐れ のある税目について特例的に設けられており、比較的安定し年度間の変動が 少ない所得割については、分離譲渡所得分を除き精算制度の対象とはしてい ないところである。 しかしながら、個々の団体における乖離の状況等を勘案しながら、算定方 法の見直し等を検討する。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 • 市町村分

[総括 · 需要 · 収入

[地方消費税交付金]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
26	(法)	札幌市 (北海道)	地方消費税交付金にお ける算定方法の継続に ついて	地方消費税交付金における算定方 法について、平成28年度以降におい ても、当該道府県の当該年度におけ る交付見込額、当該市町村の当該年 度における交付基準(例:当該道府 県に占める当該市町村の人口の割 合)を用いた算定方法を継続してい ただきたい。	平成28年度においては、地方消費税交付金の交付基準に用いられる統計数値(国勢調査人口及び従業者数)の更新に対応し、当該市町村の当該年度に
27	(法)	前橋市 (群馬県)	地方消費税交付金にお ける精算制度の導入	制度を導入されたい。	以下の理由により採用しない。 基準税額等と課税等の実績との間の乖離については、原則として精算しない取扱としているが、法人関係税等については、著しい乖離が生じること等があるため、当分の間、例外的な措置として精算することが出来るものとされている。 地方消費税交付金については、基準額及び交付額のいずれも年度間で比較的安定して推移する指標等を算定の基礎としていることから、例外的な措置としての精算を要するほどの著しい乖離が生じること等があるとは認められない。